

令和8年7月29日

関係県教育委員会施設主管課 御中

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部
参 事 官 （ 施 設 防 災 担 当 ）

令和8年熊本地震により学校施設が被災した場合の早期復旧について

被災した学校施設の災害復旧事業については、教育活動に支障が生じないよう、早急に復旧事業に着手する必要がありますが、公立学校施設災害復旧事業の国庫補助申請を行うものについては、国の現地調査を待たずに、復旧工事に着工（事前着工）することが可能となっています。

その際、下記のとおり、事前着工届の提出及び後から被災状況が分かる写真を残しておいていただくことなどが必要となりますので、ご留意くださるようお願いします。

また、このことについて、域内の市町村教育委員会に対して周知いただくとともに、市町村教育委員会が行う復旧事業に必要な支援をしていただくようお願いします。

記

1. 応急措置の実施について

児童生徒の安全確保、教育環境の早急な回復のため、必要に応じて応急措置を実施する場合においては、余震等に十分に御注意ください。なお、応急的な措置であっても後に行う復旧工事の一部又は全部となりうるものについては、国庫補助の対象とすることができますので、工法等に注意してください。

2. 被災文教施設の応急危険度判定への支援について

学校施設等は、非常災害時に地域住民等の避難所となるとともに、教育活動の再開が急務であることから、速やかに当該建物の安全確認を実施する必要があります。各設置者による安全確認の実施が困難な場合は、必要に応じて文部科学省の文教施設応急危険度判定士（技術職員）を派遣する技術的支援制度を御活用いただけますので、下記担当まで御連絡いただきますようお願いいたします。

○被災文教施設の応急危険度判定に係る技術的支援について

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/taishin/03061201_00001.htm



3. 調査前の着工について

(1) 被災状況に応じ、国の調査を待たずに復旧事業に着手する場合（以下「事前着工」という。）については、「文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調査要領」（昭和59年9月7日付け文教施第72号）第8に定めるところにより補助対象として取り扱われます。

(2) 事前着工を行う場合は、あらかじめ文部科学省へ事前着工届を提出してください。その際、着工箇所に係る図面及び写真を併せて添付をお願いします。

(3) 後日、被災事実が確認できるよう、被災した状況が分かる写真を残しておくことが必要となりますので、被災範囲、数量、規格等が確認できるよう、メジャーを添える等できるだけ明瞭に撮影してください。

また、被災状況を動画により撮影することも被災原因、被災事実確認のための有効な手段であるため、可能な限り被災状況全体の把握に努めてください。

(4) 事前着工届の提出により、直ちに、復旧工法、被害範囲等について国庫負担することを承認したものではありませんので注意してください。

(担当)

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部

参事官（施設防災担当）付災害復旧係

松永、落合、平 （Tel : 03-6734-3036）